

市議会令和8年第1回定例会

議案及び議案資料

議案第34号～議案第44号

(第7集)

柏 市

目 次

議案第34号	令和8年度柏市一般会計予算について	1
議案第35号	令和8年度柏市国民健康保険事業特別会計予算について	17
議案第36号	令和8年度柏市公設総合地方卸売市場事業特別会計予算について	23
議案第37号	令和8年度柏市介護老人保健施設事業特別会計予算について	27
議案第38号	令和8年度柏市介護保険事業特別会計予算について	31
議案第39号	令和8年度柏市柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計予算について	35
議案第40号	令和8年度柏市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算について	41
議案第41号	令和8年度柏市後期高齢者医療事業特別会計予算について	45
議案第42号	令和8年度柏市病院事業会計予算について	49
議案第43号	令和8年度柏市水道事業会計予算について	53
議案第44号	令和8年度柏市下水道事業会計予算について	57

令和 8 年度 柏市 一般会計 予算 について

令和 8 年度 柏市 一般会計 予算 を 次 の と お り 定 め る。

令 和 8 年 2 月 2 5 日 提 出

柏 市 長 太 田 和 美

令和 8 年度 柏市 一般会計 予算

令和 8 年度 柏市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 9 1 , 2 2 4 , 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法第 2 1 2 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6 , 0 0 0 , 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 6 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 市税		80,532,000
	1 市民税	40,428,000
	2 固定資産税	28,839,000
	3 軽自動車税	697,000
	4 市たばこ税	2,915,000
	6 事業所税	1,601,000
	7 都市計画税	6,052,000
2 地方譲与税		867,000
	1 地方揮発油譲与税	165,000
	2 自動車重量譲与税	655,000
	4 森林環境譲与税	47,000
3 利子割交付金		246,000
	1 利子割交付金	246,000
4 配当割交付金		712,000
	1 配当割交付金	712,000
5 株式等譲渡所得割交付金		559,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	559,000
6 法人事業税交付金		958,000
	1 法人事業税交付金	958,000
7 地方消費税交付金		11,727,000
	1 地方消費税交付金	11,727,000
8 ゴルフ場利用税交付金		20,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	20,000
9 環境性能割交付金		28,000
	1 環境性能割交付金	28,000

(単位 千円)

款	項	金額
10 国有提供施設等所在市 町村助成交付金		169,000
	1 国有提供施設等所在市町 村助成交付金	169,000
11 地方特例交付金		605,700
	1 地方特例交付金	600,000
	2 新型コロナウイルス感染 症対策地方税減収補てん 特別交付金	5,700
12 地方交付税		6,520,000
	1 地方交付税	6,520,000
13 交通安全対策特別交付 金		40,000
	1 交通安全対策特別交付金	40,000
14 分担金及び負担金		1,014,661
	2 負担金	1,014,661
15 使用料及び手数料		2,625,392
	1 使用料	1,623,896
	2 手数料	1,001,496
16 国庫支出金		38,809,475
	1 国庫負担金	31,468,907
	2 国庫補助金	7,237,948
	3 国庫委託金	102,620
17 県支出金		14,442,158
	1 県負担金	9,710,820
	2 県補助金	3,868,685
	3 県委託金	862,653

(単位 千円)

款	項	金額
18 財産収入		165,131
	1 財産運用収入	148,289
	2 財産売却収入	16,842
19 寄附金		812,835
	1 寄附金	812,835
20 繰入金		14,322,298
	1 特別会計繰入金	339,357
	2 基金繰入金	13,982,941
21 繰越金		500,000
	1 繰越金	500,000
22 諸収入		3,951,550
	1 延滞金, 加算金及び過料	104,627
	2 市預金利子	100,162
	3 貸付金元利収入	1,100,876
	4 受託事業収入	368,099
	10 雑入	2,277,786
23 市債		11,596,800
	1 市債	11,596,800
歳入合計		191,224,000

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 議会費		651,280
	1 議会費	651,280
2 総務費		12,146,724
	1 総務管理費	7,667,746
	2 徴税費	2,278,698
	3 戸籍住民基本台帳費	1,886,939
	4 選挙費	138,688
	5 統計調査費	64,924
	6 監査委員費	109,729
3 民生費		89,278,590
	1 社会福祉費	39,434,690
	2 児童福祉費	39,000,339
	3 生活保護費	10,843,289
	4 災害救助費	272
4 衛生費		23,222,822
	1 保健衛生費	9,245,110
	2 清掃費	13,977,712
5 労働費		111,896
	1 労働諸費	111,896
6 農林水産業費		579,262
	1 農業費	521,046
	2 林業費	58,216
7 商工費		2,971,950
	1 商工費	2,971,950
8 土木費		20,904,815
	1 土木管理費	1,151,957
	2 道路橋梁費	4,274,110

(単位 千円)

款	項	金額
	3 河川費	608,598
	4 都市計画費	14,618,552
	5 住宅費	251,598
9 消防費		5,673,444
	1 消防費	5,673,444
10 教育費		24,264,908
	1 教育総務費	4,636,844
	2 小学校費	4,260,250
	3 中学校費	1,443,651
	4 高等学校費	1,036,700
	5 幼稚園費	3,191,699
	6 社会教育費	3,810,374
	7 保健体育費	5,885,390
12 公債費		11,118,309
	1 公債費	11,118,309
14 予備費		300,000
	1 予備費	300,000
歳出合計		191,224,000

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
総務費	総務管理費	柏第二小学校 耐震性井戸付 貯水装置改修 事業	60,000	8	0
				9	60,000
		富勢運動場夜 間照明改修事 業	220,000	8	0
				9	220,000
民生費	社会福祉費	文化施設施設 改修事業	277,000	8	47,300
				9	229,700
		増尾近隣セン ターリフォー ム事業	636,000	8	89,600
				9	546,400
		光ヶ丘近隣セ ンター改修事 業	35,000	8	10,500
				9	24,500
	児童福祉費	若葉保育園再 整備設計事業	114,000	8	34,600
				9	79,400
土木費	都市計画費	J R 柏駅北口 改札設置検討 事業	170,000	8	0
				9	170,000
教育費	小学校費	柏の葉小学校 校舎増築事業	4,058,000	8	608,700
				9	3,043,500
				10	405,800

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
教育費	中学校費	光ヶ丘中学校 受変電設備改 修事業	65,000	8	0
				9	65,000

第 3 表 債務負担行為

(単位 千円)

事項	期間	限度額
オフィスソフト利用料 (令和 8 年度)	令和 9 年度から 令和 1 1 年度まで	148, 400 外に消費税及び地方消費税率 の変更に伴う額を加算する
地理情報システム賃借	令和 9 年度から 令和 1 4 年度まで	86, 100 外に消費税及び地方消費税率 の変更に伴う額を加算する
千葉県議会議員一般選挙	令和 9 年度	85, 600 外に消費税及び地方消費税率 の変更に伴う額を加算する
地域子育て支援拠点事業 等運営委託 (令和 8 年 度)	令和 9 年度から 令和 1 0 年度まで	47, 600 外に消費税及び地方消費税率 の変更に伴う額を加算する
特別養護老人ホーム整備 等補助金	令和 9 年度	458, 000 外に消費税及び地方消費税率 の変更に伴う額を加算する
公立保育園給食調理委託 (令和 8 年度)	令和 9 年度から 令和 1 1 年度まで	665, 600 外に消費税及び地方消費税率 の変更に伴う額を加算する
子ども・子育て支援業務 包括委託	令和 9 年度から 令和 1 1 年度まで	182, 900 外に消費税及び地方消費税率 の変更に伴う額を加算する
(仮称) 柏市こども・若 者相談センター管理運営 事業	令和 9 年度から 令和 1 0 年度まで	239, 800 外に消費税及び地方消費税率 の変更に伴う額を加算する
意見表明等支援事業業務 委託	令和 9 年度	15, 400 外に消費税及び地方消費税率 の変更に伴う額を加算する

(単位 千円)

事項	期間	限度額
児童相談所虐待対応ダイヤル等電話相談業務委託	令和 9年度	15,200 外に消費税及び地方消費税 率の変更に伴う額を加算する
一時保護施設給食運營業務委託	令和 9年度から 令和 10年度まで	107,000 外に消費税及び地方消費税 率の変更に伴う額を加算する
一時保護施設寝具等賃借	令和 9年度	3,200 外に消費税及び地方消費税 率の変更に伴う額を加算する
検診通知一括発送業務委託	令和 9年度	55,500 外に消費税及び地方消費税 率の変更に伴う額を加算する
大気常時監視システム賃借	令和 9年度から 令和 12年度まで	41,400 外に消費税及び地方消費税 率の変更に伴う額を加算する
公共施設LED化事業 (令和8年度)	令和 9年度から 令和 20年度まで	421,500 外に消費税及び地方消費税 率の変更に伴う額を加算する
太陽光発電設備設置事業 (その2)	令和 9年度から 令和 17年度まで	6,200 外に消費税及び地方消費税 率の変更に伴う額を加算する
太陽光発電設備設置事業 (令和8年度)	令和 9年度から 令和 19年度まで	94,300 外に消費税及び地方消費税 率の変更に伴う額を加算する
南部クリーンセンターごみ収集業務委託 (令和8年度) (その1)	令和 9年度から 令和 13年度まで	267,500 外に消費税及び地方消費税 率の変更に伴う額を加算する

(単位 千円)

事項	期間	限度額
南部クリーンセンターごみ収集業務委託（令和8年度）（その2）	令和9年度から 令和14年度まで	588,700 外に消費税及び地方消費税 率の変更に伴う額を加算する
北部クリーンセンターごみ収集業務委託（令和8年度）	令和9年度から 令和12年度まで	50,500 外に消費税及び地方消費税 率の変更に伴う額を加算する
塵芥収集車整備事業	令和9年度	15,300 外に消費税及び地方消費税 率の変更に伴う額を加算する
粗大ごみ収集運搬業務委託	令和9年度から 令和13年度まで	159,800 外に消費税及び地方消費税 率の変更に伴う額を加算する
第二清掃工場運転管理委託	令和9年度から 令和23年度まで	31,000,000 外に消費税及び地方消費税 率の変更に伴う額を加算する
柏市公設総合地方卸売市場再整備及び市場用地活用事業発注支援等業務委託	令和9年度	28,000 外に消費税及び地方消費税 率の変更に伴う額を加算する
住宅料金システム賃借	令和9年度から 令和13年度まで	20,400 外に消費税及び地方消費税 率の変更に伴う額を加算する
IT教育支援アドバイザー業務委託	令和9年度から 令和11年度まで	250,900 外に消費税及び地方消費税 率の変更に伴う額を加算する
市立小学校空調設備整備事業（令和8年度）	令和9年度から 令和21年度まで	24,000 外に消費税及び地方消費税 率の変更に伴う額を加算する

(単位 千円)

事項	期間	限度額
市立中学校空調設備整備事業（令和8年度）	令和 9年度から 令和 21年度まで	24,000 外に消費税及び地方消費税率 の変更に伴う額を加算する
アフタースクール事業 （その2）	令和 9年度から 令和 10年度まで	127,300 外に消費税及び地方消費税率 の変更に伴う額を加算する
アフタースクール事業 （令和8年度）	令和 9年度から 令和 11年度まで	4,070,000 外に消費税及び地方消費税率 の変更に伴う額を加算する
市立小学校給食室整備事業	令和 9年度	22,500 外に消費税及び地方消費税率 の変更に伴う額を加算する
小中学校給食調理委託 （令和8年度）	令和 9年度から 令和 11年度まで	1,607,400 外に消費税及び地方消費税率 の変更に伴う額を加算する
市立中学校給食室整備事業	令和 9年度	210,000 外に消費税及び地方消費税率 の変更に伴う額を加算する

第 4 表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防災施設整備事業	267,600	普通貸借又は債券発行	年 5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	公的資金についてはその融資条件により、銀行その他の資金についてはその債権者との協定による。ただし、市財政その他の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。
公共施設整備事業	94,100			
デジタル活用推進事業	76,700			
近隣センター施設整備事業	185,700			
児童福祉施設整備事業	13,700			
老人福祉センター整備事業	448,800			
児童相談所施設整備事業	2,377,900			
廃棄物処理施設整備事業	3,120,600			
清掃運搬施設等整備事業	9,400			
最終処分場跡地整備事業	227,300			
し尿処理施設整備事業	3,200			
農業用施設整備事業	56,900			
街路整備事業	105,900			
公園整備事業	251,100			
排水施設整備事業	49,700			
土地区画整理事業	590,900			
道路整備事業	1,091,400			

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
北柏駅周辺整備事業	90,000			
自転車通行環境整備事業	12,100			
消防防災施設整備事業	174,600			
義務教育施設整備事業	704,400			
高等学校施設整備事業	6,400			
学校給食施設整備事業	165,000			
こどもルーム整備事業	9,800			
過年度許可債償還	1,463,600			

令和 8 年度 柏市 国民健康保険事業特別会計予算について

令和 8 年度 柏市 国民健康保険事業特別会計予算を次のとおり定める。

令和 8 年 2 月 25 日 提出

柏市長 太田和美

令和 8 年度 柏市 国民健康保険事業特別会計予算

令和 8 年度 柏市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 37,356,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料		8,538,276
	1 国民健康保険料	8,538,276
2 国民健康保険税		591
	1 国民健康保険税	591
3 一部負担金		20
	1 一部負担金	20
6 国庫支出金		698
	2 国庫補助金	698
9 県支出金		25,138,195
	2 県補助金	25,138,195
14 繰入金		3,596,716
	1 一般会計繰入金	2,700,331
	2 基金繰入金	896,385
15 繰越金		1
	1 繰越金	1
16 諸収入		81,503
	1 延滞金, 加算金及び過料	56,343
	4 雑入	25,160
歳入合計		37,356,000

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		736,250
	1 総務管理費	620,542
	2 徴収費	112,336
	3 運営協議会費	519
	4 趣旨普及費	2,853
2 保険給付費		24,777,040
	1 療養諸費	21,437,961
	2 高額療養費	3,216,587
	3 移送費	200
	4 出産育児諸費	100,042
	5 葬祭諸費	22,000
	7 傷病諸費	250
3 国民健康保険事業費納付金		11,194,888
	1 医療給付費分	7,222,198
	2 後期高齢者支援金等分	2,725,725
	3 介護納付金分	972,216
	4 子ども・子育て支援金分	274,749
8 保健事業費		472,455
	1 特定健康診査等事業費	439,313
	2 保健事業費	33,142
11 諸支出金		75,367
	1 償還金及び還付加算金	75,367
12 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳出合計		37,356,000

第 2 表 債務負担行為

(単位 千円)

事項	期間	限度額
検診通知一括発送業務委託	令和 9 年度	8,400 外に消費税及び地方消費税 率の変更に伴う額を加算する

令和 8 年度 柏市 公設総合地方卸売市場事業特別会計予算
について

令和 8 年度 柏市 公設総合地方卸売市場事業特別会計予算を次の
とおり定める。

令和 8 年 2 月 25 日 提出

柏市長 太 田 和 美

令和 8 年度 柏市 公設総合地方卸売市場事業特別会計予算

令和 8 年度 柏市の公設総合地方卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 677,000 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳入 (単位 千円)

款	項	金額
1 事業収入		350,859
	1 事業収入	350,859
5 財産収入		5,721
	1 財産運用収入	5,721
7 繰入金		173,000
	1 繰入金	173,000
8 繰越金		12,579
	1 繰越金	12,579
9 諸収入		134,841
	5 雑入	134,841
歳入合計		677,000

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 事務費		530,491
	1 事務費	530,491
2 市場施設整備事業費		21,104
	1 事業費	21,104
3 公債費		115,405
	1 公債費	115,405
4 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳出合計		677,000

令和 8 年度 柏市 介護老人保健施設事業特別会計予算について

令和 8 年度 柏市 介護老人保健施設事業特別会計予算を次のとおり定める。

令和 8 年 2 月 25 日 提出

柏市長 太田 和美

令和 8 年度 柏市 介護老人保健施設事業特別会計予算

令和 8 年度 柏市の介護老人保健施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 0 7 , 0 0 0 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
2 分担金及び負担金		3,646
	2 負担金	3,646
3 使用料及び手数料		202
	1 使用料	2
	2 手数料	200
4 繰入金		94,000
	1 繰入金	94,000
5 繰越金		9,151
	1 繰越金	9,151
6 諸収入		1
	4 雑入	1
歳入合計		107,000

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 介護老人保健施設事業費		25,311
	1 介護老人保健施設事業費	25,311
2 公債費		79,689
	1 公債費	79,689
3 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳出合計		107,000

令和 8 年度 柏市 介護保険事業特別会計予算について

令和 8 年度 柏市 介護保険事業特別会計予算を次のとおり定める。

令和 8 年 2 月 25 日 提出

柏市長 太 田 和 美

令和 8 年度 柏市 介護保険事業特別会計予算

令和 8 年度 柏市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 35,696,000 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 介護保険料		8,009,139
	1 介護保険料	8,009,139
4 国庫支出金		7,227,231
	1 国庫負担金	6,049,371
	2 国庫補助金	1,177,860
5 支払基金交付金		9,241,773
	1 支払基金交付金	9,241,773
6 県支出金		4,868,151
	1 県負担金	4,716,980
	2 県補助金	151,171
9 繰入金		6,333,440
	1 一般会計繰入金	5,582,066
	2 基金繰入金	751,374
10 繰越金		5,053
	1 繰越金	5,053
12 諸収入		11,213
	1 延滞金, 加算金及び過料	2,002
	4 雑入	9,211
歳入合計		35,696,000

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		963,112
	1 総務管理費	626,304
	2 徴収費	51,234
	3 介護認定審査会費	285,304
	5 運営協議会費	270
2 保険給付費		33,137,139
	1 保険給付費	33,137,139
4 地域支援事業費		1,223,321
	2 包括的支援事業・任意事業費	70,093
	3 介護予防・生活支援サービス事業費	1,115,529
	4 一般介護予防事業費	34,614
	5 その他諸費	3,085
7 諸支出金		352,428
	1 償還金及び還付加算金	15,755
	2 繰出金	335,923
	3 災害臨時特例利用者負担額軽減支援費	750
8 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳出合計		35,696,000

令和 8 年度 柏市 柏都市計画事業 北柏駅北口土地区画整理
事業特別会計予算について

令和 8 年度 柏市 柏都市計画事業 北柏駅北口土地区画整理事業特別
会計予算を次のとおり定める。

令和 8 年 2 月 25 日 提出

柏市長 太 田 和 美

令和 8 年度 柏市 柏都市計画事業 北柏駅北口土地区画整理
事業特別会計予算

令和 8 年度 柏市の 柏都市計画事業 北柏駅北口土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9 1 1 , 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
2 使用料及び手数料		224
	1 使用料	224
3 国庫支出金		11,951
	2 国庫補助金	11,951
6 繰入金		602,000
	1 繰入金	602,000
7 繰越金		20,025
	1 繰越金	20,025
9 市債		276,800
	1 市債	276,800
歳入合計		911,000

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 土地区画整理事業費		368,835
	1 事務費	118,887
	2 事業費	249,948
2 公債費		532,165
	1 公債費	532,165
3 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳出合計		911,000

第 2 表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地区画整理事業	34,900	普通貸借又は債券発行	年 5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後において	公的資金についてはその融資条件により、銀行その他の資金についてはその債権者との協定による。ただし、市財政その他の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。
過年度許可債償還	241,900		は、当該見直し後の利率	

令和 8 年度 柏市 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計
予算について

令和 8 年度 柏市 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算を次
のとおり定める。

令和 8 年 2 月 2 5 日 提出

柏市長 太 田 和 美

令和 8 年度 柏市 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計
予算

令和 8 年度 柏市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 42,000 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳入 (単位 千円)

款	項	金額
1 繰入金		15,000
	1 繰入金	15,000
2 繰越金		9,774
	1 繰越金	9,774
3 諸収入		17,226
	1 貸付金元利収入	16,361
	3 雑入	865
歳入合計		42,000

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 母子父子寡婦福祉資金 貸付事業費		28,764
	1 母子父子寡婦福祉資金貸 付事業費	28,764
2 公債費		5,602
	1 公債費	5,602
3 諸支出金		3,434
	1 繰出金	3,434
4 予備費		4,200
	1 予備費	4,200
歳出合計		42,000

令和8年度柏市後期高齢者医療事業特別会計予算について

令和8年度柏市後期高齢者医療事業特別会計予算を次のとおり定める。

令和 8年 2月25日提出

柏市長 太田和美

令和 8 年度 柏市 後期高齢者医療事業特別会計予算

令和 8 年度 柏市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9, 169, 000 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		7,859,669
	1 後期高齢者医療保険料	7,859,669
4 繰入金		1,244,778
	1 一般会計繰入金	1,244,778
5 繰越金		47,000
	1 繰越金	47,000
6 諸収入		17,553
	1 延滞金, 加算金及び過料	2,253
	5 雑入	15,300
歳入合計		9,169,000

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		193,441
	1 総務管理費	159,250
	2 徴収費	34,191
2 後期高齢者医療広域連 合納付金		8,950,259
	1 後期高齢者医療広域連合 納付金	8,950,259
3 諸支出金		15,300
	1 償還金及び還付加算金	15,300
4 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳出合計		9,169,000

令和 8 年度 柏市 病院 事業 会計 予算 について

令和 8 年度 柏市 病院 事業 会計 予算 を 次 の と お り 定 め る。

令 和 8 年 2 月 2 5 日 提 出

柏 市 長 太 田 和 美

令和8年度柏市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度柏市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数

一般病床 200床

(2) 年間患者数

入院 58,400人

外来 147,050人

(3) 一日平均患者数

入院 160人

外来 503.6人

(4) 主要な建設改良事業

委託料 320,000千円

工事請負費 50,000千円

医療器械購入費 20,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 病院事業収益 263,082千円

第1項 医業外収益 263,082千円

支出

第1款 病院事業費用 263,082千円

第1項 医業費用 249,245千円

第2項 医業外費用 8,720千円

第3項 予備費 5,117千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額105,578千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額30,9

09千円並びに過年度分損益勘定留保資金74,669千円で補填するものとする。)

収入

第1款 資本的収入	321,422千円
第1項 企業債	300,000千円
第2項 出資金	21,422千円

支出

第1款 資本的支出	427,000千円
第1項 建設改良費	390,000千円
第2項 企業債償還金	32,134千円
第3項 予備費	4,866千円

(企業債)

第5条 起債の目的，限度額，起債の方法，利率及び償還の方法は，次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
柏市立柏病院再整備事業	300,000	普通貸借又は債券発行	年5.0%以内。ただし，利率見直し方式で借り入れる公的資金について，利率の見直しを行った後においては，当該見直し後の利率	公的資金についてはその融資条件により，銀行その他の資金についてはその債権者との協定による。ただし，企業財政その他の都合により，据置期間及び償還年限を短縮し，若しくは繰上償還し，又は低利に借換えすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は，次のとおりと定める。

医業費用及び医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については，その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し，又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は，議会の議決を経なければならない。

職員給与費 38,628千円

(他会計からの補助金)

第8条 運営費補助のため一般会計からこの会計に補助を受ける金額は，90,000千円である。

令和8年度柏市水道事業会計予算について

令和8年度柏市水道事業会計予算を次のとおり定める。

令和 8年 2月25日提出

柏市長 太田和美

令和 8 年度 柏市 水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 8 年度 柏市 水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	2 0 6 , 1 8 6 戸
(2) 年間総給水量	4 2 , 4 7 2 , 8 6 0 m ³
(3) 一日平均給水量	1 1 6 , 3 6 4 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
ア 建設工事	6 4 8 , 3 5 3 千円
イ 改良工事	3 , 0 4 9 , 4 9 0 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第 1 款 水道事業収益	9 , 2 7 8 , 0 5 8 千円
第 1 項 営業収益	8 , 3 0 2 , 3 8 7 千円
第 2 項 営業外収益	9 7 5 , 6 6 1 千円
第 3 項 特別利益	1 0 千円

支出

第 1 款 水道事業費用	8 , 0 9 8 , 0 0 0 千円
第 1 項 営業費用	7 , 9 3 0 , 8 3 9 千円
第 2 項 営業外費用	8 2 , 2 3 6 千円
第 3 項 特別損失	4 , 6 4 0 千円
第 4 項 予備費	8 0 , 2 8 5 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 3 , 6 8 2 , 3 0 2 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 3 2 9 , 3 8 2 千円、過年度分損益勘定留保資金 3 , 0 1 6 , 2 2 1 千円並びに繰越利益剰余金処分数額 3 3 6 , 6 9 9 千円で補填するものとする。）。

収入

第 1 款	資本的収入	1, 244, 698 千円
第 1 項	工事寄附負担金	658, 792 千円
第 2 項	給水申込納付金	559, 530 千円
第 3 項	他会計負担金	25, 168 千円
第 4 項	補助金	1, 198 千円
第 5 項	その他資本的収入	10 千円

支出

第 1 款	資本的支出	4, 927, 000 千円
第 1 項	建設改良費	4, 512, 726 千円
第 2 項	企業債償還金	262, 704 千円
第 3 項	その他資本的支出	101, 062 千円
第 4 項	予備費	50, 508 千円

(継続費)

第 5 条 継続費の経費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的 支出	建設改 良費	水源地設備更新事 業（令和 8～10 年度）	459,122	8	137,736
				9	183,650
				10	137,736
		水源地設備通信回 線更新工事（V P N 回線化）	390,764	8	195,382
9	195,382				

(債務負担行為)

第 6 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事項	期間	限度額
水道料金徴収業務等委託 (その 2)	令和 9 年度から 令和 14 年度まで	1,830,400 外に消費税及び地方消 費税率の変更に伴う額 を加算する

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用

(2) 建設改良費及びその他資本的支出

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 760,935千円

(2) 交際費 100千円

(他会計からの補助金)

第9条 児童手当給付のため一般会計からこの会計に補助を受ける金額は、3,814千円である。

(利益剰余金の処分)

第10条 繰越利益剰余金1,944,351千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 262,704千円

(2) 建設改良積立金 73,995千円

(3) 柏市水道事業及び下水道事業設置条例第3条の2の規定による資本金への組入れ 1,607,652千円

(棚卸資産購入限度額)

第11条 棚卸資産の購入限度額は、173,105千円と定める。

令和 8 年度 柏市 下水道事業会計予算について

令和 8 年度 柏市 下水道事業会計予算を次のとおり定める。

令和 8 年 2 月 2 5 日 提出

柏市長 太 田 和 美

令和 8 年度 柏市 下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 8 年度 柏市 下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗化人口	3 6 8 , 1 0 0 人
(2) 年間有収水量	4 0 , 3 2 7 , 2 8 3 m ³
(3) 一日平均有収水量	1 1 0 , 4 8 6 m ³
(4) 主要な事業	
ア 雨水管整備事業	1 , 5 7 9 , 0 9 2 千円
イ 污水管整備事業	6 1 7 , 2 1 6 千円
ウ 災害用トイレ整備事業	1 2 5 , 0 0 0 千円
エ 老朽化対策関連事業	1 , 3 2 0 , 5 0 5 千円
オ 流域下水道整備事業	7 4 0 , 6 8 4 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第 1 款 下水道事業収益	1 0 , 8 5 0 , 0 0 0 千円
第 1 項 営業収益	7 , 6 5 6 , 3 1 8 千円
第 2 項 営業外収益	3 , 1 9 1 , 8 7 6 千円
第 3 項 特別利益	1 , 8 0 6 千円

支出

第 1 款 下水道事業費用	1 0 , 5 9 6 , 0 0 0 千円
第 1 項 営業費用	1 0 , 0 4 4 , 4 5 0 千円
第 2 項 営業外費用	4 6 6 , 6 1 0 千円
第 3 項 特別損失	3 , 7 2 8 千円
第 4 項 予備費	8 1 , 2 1 2 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 2 , 1 1 6 , 0 0 0 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 4 0

2, 877千円, 過年度分損益勘定留保資金1, 557, 132千円並びに繰越利益剰余金処分量155, 991千円で補填するものとする。)

収入

第1款	資本的収入	5, 135, 000千円
第1項	企業債	3, 302, 300千円
第2項	他会計出資金	702, 457千円
第3項	補助金	880, 767千円
第4項	負担金	248, 636千円
第5項	長期貸付金償還金	840千円

支出

第1款	資本的支出	7, 251, 000千円
第1項	建設改良費	4, 142, 418千円
第2項	固定資産購入費	740, 684千円
第3項	企業債償還金	2, 315, 058千円
第5項	長期貸付金	2, 200千円
第7項	予備費	50, 640千円

(継続費)

第5条 継続費の経費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的 支出	建設改 良費	利根川第6-1排 水区雨水枝線工事 (8-51工区)	480,000	8	380,000
				9	100,000

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項, 期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事項	期間	限度額
下水道使用料徴収業務等委 託(その2)	令和9年度から 令和14年度まで	1,029,600 外に消費税及び地方消 費税率の変更に伴う額 を加算する

(企業債)

第7条 起債の目的，限度額，起債の方法，利率及び償還の方法は，次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	2,506,200	普通貸借又は債券発行	年 5.0%以内。ただし，利率見直し方式で借り入れる公的資金について，利率の見直しを行った後においては，当該見直し後の利率	公的資金についてはその融資条件により，銀行その他の資金についてはその債権者との協定による。ただし，企業財政その他の都合により，据置期間及び償還年限を短縮し，若しくは繰上償還し，又は低利に借換えすることができる。
流域下水道事業	722,600			
資本費平準化	73,500			

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は，1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は，次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用

(2) 建設改良費及び固定資産購入費

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第10条 次に掲げる経費については，その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し，又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は，議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 523,525千円

(2) 交際費 50千円

(他会計からの補助金)

第11条 下水道事業費用及び資本的支出に充てるため，一般会計からこの会計に補助を受ける金額は，1,597,543千円で

ある。

(利益剰余金の処分)

第12条 繰越利益剰余金886,123千円は、次のとおり処分するものと定める。

- | | |
|--|-----------|
| (1) 減債積立金 | 155,991千円 |
| (2) 柏市水道事業及び下水道事業設置条例第3条の2の規定による資本金への組入れ | 730,132千円 |